令和９年度　秋田県小坂町
地域おこし協力隊(小坂町推し増しスナイパー)募集要項

１．趣旨

小坂町では、人口減少や高齢化の進行が著しい中、町外の意欲のある人材を積極的に受け入れ、新たな視点や発想により地域力を向上させ、地域コミュニティの維持・活性化を図り、充実した生活ができる地域をつくることが課題となっています。

地域社会と経済の維持・活性化を図るための移住定住の促進及び関係人口の創出はその中でも重要な施策となっており、それらを町とともに推進していただく「小坂町地域おこし協力隊」を募集します。

２．募集人数

地域おこし協力隊員（小坂町推し増しスナイパー）１名

３．求める人材

（１）小坂町の推し（移住者、繋がりを求める人、ファン）を増やすことに意欲のある方
（２）町内外問わずさまざまな人や事業者、関係者とコミュニケーションを図れる方
（３）小坂町に関心を持ち、良さを引き出した上でそれを発信できる方

４．活動内容

（１）移住定住促進
・移住相談の対応
・移住体験ツアーの受入対応
・移住定住促進のための情報発信、広告物の作成
・移住定住促進のためのイベント等への出展、参加
・移住定住促進のための企画提案、実施
・空き家バンクの更新、管理、情報提供

（２）関係人口創出
・関係人口創出のための町事業の運営サポート、関係者及び関連事業者との連携
・関係人口創出のための情報発信、広告物の作成
・関係人口創出のためのイベント等への出展、参加

（３）上記以外で、町の地域おこしや課題解決につながる活動の提案、実施及び、町に寄与する活動

（４）その他、総務課企画財政班が指示する業務

５．募集条件

以下の（１）～（７）の全てを満たす方

（１）次のいずれかに該当する方

ア　現在、三大都市圏の地域または地方都市（条件不利地域は除く）に住民票を有する方

※「三大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県および奈良県の区域の全部

※「条件不利地域」とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定を有する市町村をいう

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、②山村振興法、③離島振興法、
④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、
⑦沖縄振興特別措置法

イ　他の地方自治体において、地域おこし協力隊として同一地域で２年以上活動し、かつ解嘱１年以内の方

ウ　他の地方自治体において、語学指導等を行う外国青年招致事業参加者として２年以上活動し、活動終了から１年以内の方

エ　海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

（２）採用が決定し委嘱された後は、小坂町に住民票及び生活の拠点を移して活動ができる方

（３）心身ともに健康な方で、地域住民や関連団体と積極的に関わり、意欲的に関係を築こうと努力できる方

（４）活動内容を積極的に企画・提案・実行できる方

（５）協力隊活動終了後、小坂町で起業、就業して定住する意思のある方

（６）普通自動車運転免許を所持し、実際に運転ができる方（ＡＴ限定可）

（７）パソコンやモバイル端末の基本的な操作ができる方

※パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント、メール、ＡＩ関連等）

（８）ＳＮＳ（インスタグラム・Ｘ・ＬＩＮＥ等）を実践的に操作できる方

（９）地方公務員法第１６条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

※以下①～④に該当しない方

①拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

②小坂町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

③人事委員会または公平委員会の委員の職であって、地方公務員法第５章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した者

６．雇用形態

小坂町会計年度任用職員として、小坂町長が任命します。

７．活動地域および受入団体、協力団体

活動地域：主として小坂町内（イベント等で町外へ出ることもあります）

受入団体：小坂町総務課企画財政班

８．勤務時間等

（１）勤務日数：週５日（１週間あたり３５時間）

（２）勤務時間：原則８時３０分～１７時１５分（月～木曜）
８時３０分～１２時３０分（金曜）

ただし、活動内容によっては時間帯が変動する場合があります。

また、イベントへの参加等により土日祝日勤務となる場合があります。

毎月小坂町へ活動報告書を提出していただきます。提出いただいた報告書はホームページ等へ掲載する場合があります。

なお、勤務時間外であれば副業は可能ですが、次の全てを満たし、事前に小坂町へ確認し許可を得た上で行う必要があります。

ア　本来の活動に支障が無いこと
イ　利害関係者等と不適切な関係にならないこと
ウ　公序良俗に反しないこと

９．雇用期間

採用の日から令和１０年３月３１日まで
最長で令和１２年３月３１日まで継続可能とし、１年単位（年度毎）で成果等を検証のうえ、継続更新の判断を行います。

１０．待遇等

（１）給　与：初年度は月額２１９，３１６円とします。（令和８年９月時点）
期末手当、勤勉手当、昇給等があります。
（２）保険等：社会保険（健康保険・厚生年金）、雇用保険、非常勤職員等公務災害補償制度への加入があります。
（３）研修等：研修等への参加費や旅費等は、町職員の例により予算の範囲内で町が支給します。
（４）車　両：勤務時間中に車両を必要とする場合、町が準備し無償で貸与します。
なお、車両は他の隊員と共用とし、勤務時間外の使用は不可とします。
（５）機器類：パソコン等を活動に必要とする場合、町が準備したものを使用します。
（６）住　居：原則として、町が借り上げた賃貸物件とします。
（７）光熱水費：隊員の負担とします。
（８）引っ越し：荷物運搬等引っ越しにかかる経費については、隊員の負担とします。
（９）その他：活動に必要な経費等は予算の範囲内で町が負担します。

１１．選考方法

（１）第１次選考（書類選考）
応募書類による審査を行います。
選考結果は文書で通知します。
（２）第２次選考（実地試験）
第１次選考合格者を対象に小坂町内にて実施します。
活動拠点となる小坂町内を見学し、受入課である総務課企画財政班班の課す課題へ取り組み、面談をします。
試験実施日については、協議のうえ決定します。選考結果は後日通知します。
（３）第３次選考（面接試験）
第２次選考合格者を対象に小坂町役場にて実施します。
面接試験実施日については、協議のうえ決定します。
選考結果は後日通知します。
（４）応募に係る費用（書類郵送代、交通費、宿泊費等）は個人負担とします。
ただし、第２次選考について、対象者は小坂町移住体験ツアーを利用可とします。

１１．応募手続き

（１）応募方法

次の書類を下記応募先まで、郵送または持参してください。※提出後返却不可

①履歴書（市販のものも可とします）

②小坂町地域おこし協力隊活動目標（別紙様式）

③運転免許証の写し

（２）応募先

〒０１７－０２９２　秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地４１番地１

小坂町総務課企画財政班　地域おこし協力隊募集係　宛

（３）応募受付期間

令和９年１月８日（金）※当日消印有効

なお、応募受付期間までに応募がなかった場合は、受付期間以降に選考審査を随時実施することもあります。その場合は定員に達し次第、募集は終了します。